

昭和十三年三月三十一日

〔二一—二一〕 勅令第百六十三号

機械工養成所官制

第一条 機械工養成所ハ商工大臣ノ管理ニ属シ機械工ノ養成ヲ掌ル

第二条 機械工養成所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師 專任五人

奏任

属 專任三人

判任

技手 專任二十四人 判任

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 所長ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第四条 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ養成ヲ掌ル

第五条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第六条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ養成ニ従事ス

第七条 各機械工養成所ニ所務ヲ輔ケシムル為商議員ヲ置クコトヲ得

商議員ハ学識経験アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

第八条 機械工養成所ノ名称及位置ハ商工大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月一日

〔二一—二一〕 法律第六十一号

職業紹介法

第一条 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ図ル為本法ニ依リ職業紹介事

業ヲ管掌ス

第二条 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三条 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ応ジ職業補

導其ノ他職業紹介ニ関スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四条 政府ハ前条ニ規定スル事業ヲ行フ為職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル為職業紹介所ニ連絡委員ヲ置ク

職業紹介所及連絡委員ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 市町村長（勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ区长）ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

第六条 第三条ニ規定スル事業ニ関シ職業紹介委員会ヲ置ク

職業紹介委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 職業紹介所及連絡委員ニ関スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依

リ道府県ヲシテ其ノ一部ヲ負担セシムルモノトス

地方長官必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規

定ニ依リ道府県ノ負担スル費用ノ一部ヲ市町村ヲシテ負担セシム

ルコトヲ得

第八条 勞務供給事業ヲ行ハントスル者又ハ勞務者ヲ雇用スル為勞

務者ノ募集ヲ行ハントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノハ地方長官

（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ

以テ之ヲ定ム

第九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百円以

下ノ罰金ニ処ス

一 第二条ノ規定ニ違反シ有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事

業ヲ行ヒタル者

二 第八条ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ有料又ハ営利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十条 第八条ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ拘留ニ処ス

第十一条 法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十二条 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 前二条ノ場合ニ於テハ懲役又ハ拘留ノ刑ニ処スルコトヲ得ズ

第十四条 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五条 第二条ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

前項ノ職業紹介事業ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六条 本法ハ船員職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年勅令第四百四十八号を以て同年七月一日より施行編注）

第十八条 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限り職業紹介委員会ニ関スル規定ヲ除キ仍従前ノ例ニ依ル

第十九条 地方長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前条ノ職業紹介所ノ廃止ヲ命ズルコトヲ得

第二十条 本法施行ノ際現ニ行政官庁ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一条 本法施行ノ際現ニ行政官庁ノ許可ヲ受ケ有料又ハ営利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ引続キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相続ニ因リ承継シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相続開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ対スル許可又ハ不許可ノ処分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二条 本法施行ノ際現ニ第八条ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ハ勞務者ノ募集ヲ行フ者ハ本法施行後二月以内ニ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス）ニ許可ヲ申請スベシ

前項ノ者ハ前項ノ申請ニ対スル許可又ハ不許可ノ処分アル迄其ノ事業又ハ募集ヲ行フコトヲ得

職業紹介法施行令（編注）

（昭和十三年六月二十九日 勅令第四百四十九号）

第一条 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市 京都市 大阪市 横浜市 神戸市 名古屋市

第二条 職業紹介法第七条第一項ノ規定ニ依リ道府県ヲシテ負担セ

シムベキ職業紹介所及連絡委員ニ関スル費用ハ其ノ道府県ノ区域ニ設置シタル職業紹介所及連絡委員ニ関スル経費ノ二分ノ一以内ニ於テ厚生大臣之ヲ定ム

第三条 地方長官職業紹介法第七条第二項ノ規定ニ依リ道府県ノ負担スル費用ノ一部ヲ負担セシムル市町村ハ其ノ区域ニ職業紹介所ノ設置セラレタル市町村ニ限り且其ノ負担額ハ当該市町村ノ区域ニ設置セラレタル職業紹介所ニ関スル経費ニ付道府県ノ負担スル金額ノ二分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 道府県市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ対シ其ノ者ノ所在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ関シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

道府県市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇用セラレタル日雇労働者ニ対シ予メ当該雇用者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府県費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ為スコトヲ得

第五条 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

当分ノ内厚生大臣ハ特別ノ事情アル道府県ニ限り第二条ノ規定ニ拘ラズ職業紹介所及連絡委員ニ関スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

昭和十三年四月一日

〔二一三〕 法律第六十二号

入営者職業保障法中改正

第三条中「労務及給与ハ」ノ下ニ「少クトモ」ヲ加フ

第五条中「五十人」ヲ「三十人」ニ改ム

第五条ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政庁（船員職業紹介法第三条第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム）ハ退営者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復帰スルコト困難ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被傭者ヲ求メントスル者ニ対シ其ノ被傭者タルニ適スト認ムル退営者ヲ優先シテ雇用スルコトヲ恣憑スルコトヲ得

前項ノ規定ハ退営者が退営シタル日ヨリ三月ヲ経過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六条中「前四条」ヲ「第二条乃至第五条」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年四月一日

〔二一四〕 商工省令第十三号

機械工養成所規程

第一条 機械工養成所ハ機械工作ニ関スル技能ヲ授ケ兼テ精神ノ鍛

鍊ニ努ム

第二条 機械工養成所ニ本科及専攻科ヲ置ク

本科及専攻科ノ学科ヲ分チテ製図科、旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鍛工科、木型科及鑄工科トス

第三条 本科ニ於テハ一般機械工タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム
専攻科ニ於テハ役付工又ハ実技指導者タルニ必要ナル技能ヲ習得
セシム

第四条 機械工養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
一 本科ニ在リテハ十七才以上二十五才以下ノ男子ニシテ中学校
若ハ甲種実業学校ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所長ニ於テ之
ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムル者

二 専攻科ニ在リテハ機械工養成所本科ヲ卒業シタル者又ハ機械
工養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ學術技能ヲ有スト認ムル者

第五条 本科ノ修業期間ハ一年、専攻科ノ修業期間ハ六月トス但シ
機械工養成所長ハ成績ニ依リ修業期間ヲ伸縮スルコトヲ得
修業期間ハ之ヲ本科ニ在リテハ四期、専攻科ニ在リテハ二期ニ分
チ三月ヲ以テ一期トス

第六条 本科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ

第一期

授業科目	授業時間数		
	第一月	第二月	第三月
修養	六	六	六
応用力学	一六		
材料強弱学		一六	
機械設計			一六
工業材料	二五		
製図	一一五	一一七	一一〇
工作法		二五	
工作機械			二五

工業数学	一五	一五	一一
機械通論	七		
電気通論	七		
原動機大意		一二	一二
工場要領	四		
工場管理			四
工場危害防止		四	
体操	六	六	六
特別講義	一五	一五	一五

備考 授業科目及授業時間数ハ時宜ニ依リ之ヲ変更スルコトアル

ベシ

第二期

一 授業科目

学 科	授 業 科 目		
	第一月	第二月	第三月
製図科	機械工作一般	機械工作一般	製図
旋盤科	火 作	火 上	旋 盤
仕上科	旋 盤	火 作	仕 上
フライス盤科	仕 上	旋 盤	火 作
熔接科	仕 上	火 作	熔 接
鍛工科	金相学及熱処理	仕 上	火 作
木型科	現 図	鑄 造	木 型
鑄工科	金相学及熱処理	木 型	鑄 造

右ノ外各学科共毎月修養及体操ヲ課ス

二 授業時間数

修養及体操ニ在リテハ毎月各六時間、其ノ他ノ授業科目ニ在リテハ毎月各二〇四時間トス

第三期

授業科目	毎月授業時間数
修養	六
基本実習	二〇四
体操	六

第四期

授業科目	毎月授業時間数
修養	六
総合実習	二〇四
体操	六

第七条 専攻科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ

第一期

授業科目	全授業時間数
修養	一八
労働管理	二〇
工場會計	一〇
教育学大要	一〇
製図論	二五
機械工学	三〇
精密工作	二五
精密測定法	二五
工場法規	一〇
工場危害防止	一〇
実技練習	四一七
体操	一八
特別講義	三〇

第二期

授業科目	全授業時間数
修養	一八
実技練習	三〇六
実地指導練習	三〇六
体操	一八

第八条 本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ機械工養成所長之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ東京府機械工養成所ニ在所スル生徒ハ之ヲ東京機械工養成所ノ生徒トシ其ノ授業科目及授業時間数並ニ修業期間ニ関シテハ東京機械工養成所長之ヲ定ム

昭和十三年四月一日

〔二一—二一五〕 商工省告示第九十二号

機械工養成所ノ名称及位置

名 称	位 置
東京機械工養成所	東京府東京市品川区大井鮫州町二三八番地
大阪機械工養成所	大阪府北河内郡豊野村字秦
愛知機械工養成所	愛知県名古屋市西区西志賀町字船人作
備考	当分ノ内愛知機械工養成所ノ事務ハ東京機械工養成所ニ於テ之ヲ取扱フ

〔二一—二一六〕 昭和十三年五月十六日
 商工省告示第三百三十八号

愛知機械工養成所ノ事務ハ昭和十三年五月十六日ヨリ当分ノ内名古屋市西区御幸本町愛知県商工館内ニ於テ之ヲ取扱フ

昭和十三年六月二十九日

〔二二二一七〕 勅令第四百四十八号

職業紹介法施行期日ノ件

昭和十三年法律第六十一号ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月二十九日

〔二二二一八〕 勅令第四百四十九号

職業紹介法施行令

第一条 職業紹介法第五条ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ
東京市 京都市 大阪市 横浜市 神戸市 名古屋市

第二条 職業紹介法第七条第一項ノ規定ニ依リ道府県ヲシテ負担セシムベキ職業紹介所及連絡委員ニ関スル費用ハ其ノ道府県ノ区域ニ設置シタル職業紹介所及連絡委員ニ関スル経費ノ二分ノ一以內ニ於テ厚生大臣之ヲ定ム

第三条 地方長官職業紹介法第七条第二項ノ規定ニ依リ道府県ノ負担スル費用ノ一部ヲ負担セシムル市町村ハ其ノ区域ニ職業紹介所ノ設置セラレタル市町村ニ限り且其ノ負担額ハ当該市町村ノ区域ニ設置セラレタル職業紹介所ニ関スル経費ニ付道府県ノ負担スル金額ノ二分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 道府県市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ関シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得

道府県市町村ハ職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇用セラレタル日傭労働

者ニ對シ予メ当該雇用者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府県費又ハ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ為スコトヲ得

第五条 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

当分ノ内厚生大臣ハ特別ノ事情アル道府県ニ限り第二条ノ規定ニ拘ラズ職業紹介所及連絡委員ニ関スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

昭和十三年六月二十九日

〔二二二一九〕 勅令第四百五〇号

職業紹介所官制

第一条 職業紹介所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ職業紹介事業其ノ他職業紹介ニ関スル事務ヲ掌ル

第二条 職業紹介所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長

職業主事

職業技師

職業主事補

所長ハ職業主事又ハ職業主事補ヲ以テ之ニ充ツ

第三条 前条ノ職員ノ各職業紹介所ノ定員ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四条 所長ハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

職業紹介所ノ判任官待遇以下ノ職員ノ進退ハ地方長官之ヲ行フ

第五條 職業主事ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 職業技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第七條 職業主事補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第八條 職業紹介所ノ名称、位置及事務取扱ノ範圍ハ厚生大臣之ヲ定ム

職業紹介所ノ管轄区域ニ関シテハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ職業紹介所出張所ヲ設クルコトヲ得

職業紹介所出張所長ハ職業主事又ハ職業主事補ヲ以テ之ニ充ツ
上官ノ指揮ヲ承ケ地方長官ノ定ムル所ニ依リ出張所所管ノ事務ヲ
処理ス

第十條 職業紹介所ニ置クベキ連絡委員ノ定數ハ地方長官之ヲ定ム

連絡委員ノ選任及解任ハ地方長官之ヲ行フ

連絡委員ノ職務執行ニ関シテハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月二十九日

〔二―二―一〇〕 厚生省令第十五号

職業紹介法施行規則改正

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市区町村長ノ行フ職業紹介

所ノ業務左ノ如シ

一 勞務ノ需給ニ関スル査察ヲ行ヒ之ヲ所轄職業紹介所ニ通報ス
ルコト

二 職業紹介所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ
付之ヲ所轄職業紹介所ニ取次グコト

三 求人者又ハ求職者ノ身元調査其ノ他ニ関シ職業紹介所ヨリ照

會アリタル場合之ヲ調査シ回答スルコト

四 職業紹介所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト

五 前号ノ場合其ノ他必要アル場合市区町村民ニ対シ就職ノ指導
保護ヲ為スコト

市区町村長前項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テハ所轄職業紹介所長ノ指
示スル所ニ依ルベシ

第二條 連絡委員ハ市区町村長ノ行フベキ職業紹介所ノ業務ニ付市
区町村長ヲ補助スルノ外職業紹介所ヨリ特ニ補助スベキコトヲ求
メラレタル事項ニ付職業紹介所ヲ補助スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十月二十六日

〔二―二―一一〕 厚生省文部省訓令第一号

小学校卒業生ノ職業指導ニ関スル件

小学校卒業生ノ職業指導ニ関シテハ教育機關及職業紹介機關ハ有機
的連絡ヲ保持シ學校ニ於テハ平素ヨリ職業精神ノ涵養ニ努メ個性及
環境ヲ調査シテ児童ノ選職ニ関シ指導ヲ行ヒ、職業紹介所ニ於テハ
卒業期ニ於ケル児童ニ対シ學校ノ協力ヲ求メテ其ノ適職ノ相談、就
職ノ斡旋及就職後ノ輔導等ヲ行フコト極メテ肝要ナリ

曩ニ昭和二年十一月文部省訓令第二十号ヲ以テ職業指導ニ関シ訓令
ヲ發シ、學校ニ於テ実施スベキ処ヲ示シタルモ、更ニ今次職業紹介
法ノ改正ニ伴ヒ教育機關ト職業紹介機關トハ相俟テ一層職業指導ノ
強化徹底ヲ図リ學校卒業後ニ於ケル児童ノ職業ヲシテ國家ノ要望ニ
適合セシムルコトヲ期セザルベカラズ

今ヤ未曾有ノ非常時局ニ際シ国民ハ全能力ヲ發揮シ時艱ノ克服ニ万進スルノ要アリ、須ク叙上ノ趣旨ヲ体シ其ノ実効ヲ収ムルニ格段ノ力ヲ致スベシ

昭和十四年一月二十一日

厚生省告示第十二号

〔二一—二一—二二〕

傷兵保護院官制第十六条ノ規定ニ依ル職業補導所ノ名称及位置左ノ通定ム

名 称 位 置

傷痍軍人大阪職業補導所 大阪府 堺 市
傷痍軍人福岡職業補導所 福岡県 小倉市

昭和十四年三月九日

〔二一—二一—二三〕

厚生省告示第三十八号

傷兵保護院職業補導所規程

第一条 傷兵保護院職業補導所（以下補導所ト称ス）ニ於テハ軍人トシテ恩給法ノ規定ニ依ル公務傷病ノ為退職シタル者ニ対シ職業ノ再教育並ニ作業義肢若ハ作業補助具ノ製作配給又ハ修繕ヲ為スモノトス

前項ノ軍人トハ恩給法ニ規定スル就職中ノ軍人及準軍人ヲ謂ヒ退職トハ同法ニ規定スル退職ヲ謂フ

第二条 補導所内ニ於ケル職業再教育科目ハ洋服科、洋裁科、家具工芸科、工場経理科、製図科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライスコ及熔接科トス

前項ニ定ムル科目以外ノ科目ニ付教育ヲ受クルコトヲ希望スル者アル場合ハ必要ニ依リ公私ノ施設ニ委託シテ教育ヲ行フコトヲ得

第三条 職業再教育ヲ受ケントスル者ハ職業再教育願（様式第一号）ニ左ノ書類ヲ添付シ居住地（入院中ノ者ニ在リテハ退院後居住予定地）ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

- 一 恩給法ノ規定ニ依リ増加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ノ受給權ノ確定シタル者ニ在リテハ恩給証書写又ハ恩給裁定通知書写、其ノ他ノ者ニ在リテハ最後ニ治療ヲ受ケタル陸軍病院ノ院長又ハ海軍人事部長ノ発シタル第一条ニ規定スル退職者ナルコトノ証明書写
- 二 誓約書（様式第二号）
- 三 身元引受書（様式第三号）
- 四 戸籍抄本
- 五 健康診断書

第四条 作業義肢又ハ作業補助具ノ配給若ハ修繕ヲ受ケントスル者ハ作業義肢（作業補助具）配給（修繕）願（様式第四号）ニ前条

第一号ノ書類ヲ添付シ居住地（入院中ノ者ニ在リテハ退院後居住予定地）ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

第五条 補導所長ハ職業再教育中ノ者ニ対シ其ノ教育上又ハ所内ノ秩序保持上必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第六条 補導所長ハ職業再教育中ノ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ退所ヲ命ズルコトヲ得

- 一 疾病其ノ他ノ事由ニ依リ成業ノ見込ナキトキ
- 二 前条ノ指示ニ従ハズ又ハ不都合ノ所為アリタルトキ

第七条 本規程施行ニ関シ必要ナル細則ハ傷兵保護院總裁ノ承認ヲ經テ補導所長之ヲ定ム

様式（略）

昭和十四年三月三十一日

〔二二二一四〕 勅令第三百十号

学校技能者養成令

第一条 国家総動員法第二十二條ノ規定ニ基ク大学、専門学校、実業学校、青年学校其ノ他之ニ準ズベキ各種学校（以下学校ト称ス）又ハ文部大臣ノ所管ニ属スル養成所（以下養成所ト称ス）ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 文部大臣ハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ技能ノ種類及養成セラルベキ者ノ員数ヲ定メ技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

第三条 文部大臣前条ノ命令ニ付必要アリト認ムルトキハ学校又ハ養成所ノ管理者又ハ設立者ニ対シ学科ノ新設、学生生徒定員ノ増加、技能者ノ特殊指導其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四条 第二条ノ規定ニ基キ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣ニ養成計画ヲ提出スベシ
文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

第五条 文部大臣必要アリト認ムルトキハ養成ヲ命ゼラレタル者ニ対シ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

文部大臣必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ関シ国家総動員法第三十一條ノ規定ニ基キ当該官吏ヲシテ養成ヲ命ゼラレタル者ノ管理又ハ設立スル学校又ハ養成所ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ
文部大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル職權ノ一部ヲ地

方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第六条 文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ第二条ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付ス

文部大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第七条 本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

附則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年三月三十一日

〔二二二一五〕 勅令第三百十一号

工場事業場技能者養成令

第一条 国家総動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 厚生大臣ノ指定スル事業ニ属スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ事業主（以下事業主ト称ス）ハ技能者ノ養成ヲ為スベシ但シ第一号ニ該当スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ

此ノ限ニ在ラズ

一 年 齡 十 六 年 以 上 ノ 男 子 勞 働 者 ヲ 常 時 二 百 人 以 上 使 用 ス ル 工 場
又 ハ 事 業 場

二 年 齡 十 六 年 以 上 ノ 男 子 勞 働 者 ヲ 常 時 二 百 人 未 滿 五 十 人 以 上 使
用 ス ル 工 場 又 ハ 事 業 場 ニ シ テ 厚 生 大 臣 ノ 指 定 ス ル モ ノ

第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラレべき者（以下養成工ト称ス）
ノ員數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 養成工ハ事業主ニ雇用セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上
十七年未滿ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ
青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト
同等以上ノ学力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ
許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザル
コトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ対シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須
要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス
前項ノ養成期間ハ養成ニ関スル施設ノ状況其ノ他特別ノ事情ニ依
リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短
縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計画ヲ定メ地方長官ノ
認可ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計画ノ変更ヲ命ズルコトヲ
得

第八條 厚生大臣戰時（戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム）ニ際シ

特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對
シ短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主
ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ全部又ハ一部ヲ免
除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フ
ニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業
場ノ規模ニ応ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ関スル規定アルトキハ養成工ノ
養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ場合ニ於テハ養成
ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ為必要ナ
ル費用ヲ負担セシムルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方
長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ関シ監督上必要
ナル命令ヲ為スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定
ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ関シ國家總動員法第三十一條ノ規定
ニ基ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ
養成ニ関シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ
工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ状況又ハ之ニ
関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成

ヲ為ス者ニ対シ予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
厚生大臣ハ本令ニ依ル技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於
テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベ
シ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコト
ヲ得

第十六条 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鋳業法又ハ砂鋳法
ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鋳山監督局長トス

第十七条 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝
鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、
南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテ台
灣鋳業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ台湾總督、其ノ他ノ事業
ニ付テハ州知事又ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官、南洋群島
ニ在リテハ南洋庁長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年四月一日

〔二二二一六〕 文部省令第十五号

工業技術員養成科ニ関スル件中改正

工業技術員養成科ニ関スル件中左ノ通改正ス

「工業技術員養成科ヲ置キ昭和十二年十月一日ヨリ授業ヲ開始ス工
業技術員養成科」ヲ「機械技術員養成科ヲ置ク機械技術員養成科」
ニ改メ横浜高等工業学校ヲ削リ名古屋高等工業学校ノ前ニ京都高等

工芸学校ヲ明治専門学校ノ次ニ東京高等工芸学校ヲ加フ

昭和十四年四月四日

〔二二二一七〕 厚生省令第三号

工場事業場技能者養成令施行規則

第一条 工場事業場技能者養成令（以下令ト称ス）ニ基キ地方長官
ニ対シ為スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業
場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ対シ之ヲ為スベシ

第二条 令第二条但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又
ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由
シテ之ヲ為スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名称及所在地

二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二条ノ事業ニ使用セラルル者
ニシテ国民職業能力申告令第二条第一号ニ該当スル要申告者（技
術者ヲ除ク）タルモノノ員数

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二条ノ事業ニ使用セラルル者
ニシテ令第四条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スル
モノノ職種別員数

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員数

六 技能者ノ養成ヲ為スコト困難ナル理由

第三条 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者
ノ養成ヲ為スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタ
ル年ヨリ、三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養
成ヲ為スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年

ノ翌年ヨリ毎年四月ニ於テ之ヲ開始スベシ但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二条ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二条第一号ニ該當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數（以下告示員數ト稱ス）以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時一〇〇人以上使用スルモノ

二 実習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ

毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ欠員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ欠員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五条 令第二条ノ事業主（以下事業主ト稱ス）前条ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始スルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 一 第二条第一号乃至第五号ニ掲グル事項
- 二 前条ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六条 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廃止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廃止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ為スベシ

第七条 養成開始後養成工ノ員數ニ欠員ヲ生ジタルトキハ其ノ欠員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ欠員ヲ補充スルトキハ欠員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ残存ノ期間トス

第八条 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廃止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 一 第二条第一号乃至第三号及第五号ニ掲グル事項
- 二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數
- 三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九条 令第四条第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 一 第二条第一号乃至第五号ニ掲グル事項
- 二 許可申請ノ理由

第十条 地方長官ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六条第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ為スコトヲ得

- 一 実習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合
- 二 前号ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナシト認めタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 一 第二条第一号乃至第五号ニ掲グル事項
 - 二 短縮セントスル期間
 - 三 短縮セントスル理由
- 第十一条 令第六条第三項ノ養成ニ必要ナル時数ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時数 毎年四〇時間以上
- 二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ七二〇時間以上
- 三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ五〇〇時間以上（令第六条第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三五〇〇時間以上）

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二号ノ時数ヲ五五〇時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時数及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 第十二条 令第七条ノ養成計画ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ
- 第十三条 令第七条第一項ノ養成計画ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ為スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ為スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ為スヲ妨ゲズ

一 第二条第一号及第二号ニ掲グル事項

- 二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在当該工場又ハ事業場ニ於テ令第二条ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ国民職業能力申告令第二条第一号ニ該当スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ職種別員数

- 三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在当該工場又ハ事業場ニ於テ令第二条ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員数
- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員数

- 五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員数
- 六 養成工ノ詮衡方法

- 七 養成ヲ担任スル者（以下養成指導員ト称ス）ノ担任事項別員数

- 八 教室、実習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ関スル設備ニ関スル事項

- 九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時数
- 十 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ各種目ノ各年別授業時数

- 十一 養成工ノ実習種目及其ノ各種目ノ各年別実習時数
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給与

- 十三 一日ノ就業時数（養成時数ヲ含ム）
- 十四 休日及休憩時間

- 十五 養成ニ要スル経費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ学校又ハ当該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各号ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項

(一) 当該施設ノ名称及所在地

- (一) 当該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員数
- (二) 養成工ヲシテ当該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
- (四) 当該施設ニ於テ養成セントスル期間
- 十七 其ノ他養成ニ関スル事項

第三条但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七条第一項ノ養成計画ノ認可ノ申請ヲ為スベシ

第十四条 令第七条第一項ノ養成計画変更ノ認可ノ申請ハ変更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ為スベシ

第十五条 地方長官ハ令第九条ノ規定ニ依リ事業主ニ対シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二条第一号ニ該当スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シ教室又ハ其ノ付属設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時一〇〇人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シ実習工場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第十六条 令第十一条但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ為スベシ

- 一 第二条第一号及第二号ニ掲グル事項
- 二 養成工ヲシテ負担セシメントスル費用ノ種目
- 三 許可申請ノ理由

第十七条 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遅滞ナク其ノ者ノ氏名、履歴及担任事項ヲ様式第一号ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ変更アリタルトキ亦同ジ

第十八条 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二号ニ依ル養成工名簿ヲ備付クベシ

養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ

第十九条 事業主ハ養成ノ状況ヲ様式第三号ニ依リ毎年六月三十日

迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第二十条 令第十四条ノ証票ハ様式第四号ニ依ルモノトス

第二十一条 本令中地方長官トアルハ鉱業法又ハ砂鉱法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鉱山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ為スベキ義務アル者ハ第三条ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ

前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計画ノ認可ノ申請ハ第十三条中ノ申請期間ニ関スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ為スベシ

前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員数ハ第四条中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員数トス

第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計画ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三条第一項第二号及第三号中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各々昭和十四年三月一日現在トス

養成指導員(変更)届

工場又ハ事業場ノ名称		所在地		兼任ノ又別ハ		履歴		担任事項	
任免又ハ変更 年月日	氏名	年月日生	兼任ノ又別ハ	履	歴	担任事項			

昭和 年 月 日

住所

地方長官宛

事業主氏名 (法人ニ在リテハ其名称及代表者氏名)

印

備考

- 一 本届書ノ用紙ノ大サハ国定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ従事スル傍ヲ養成ヲ担任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト
- 四 履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル学校名、学科名及職業ニ関スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト
- 五 担任事項欄ニハ指導員ノ担任スル学科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ実習種目名等ヲ記載ノコト
- 六 変更ノ場合ハ各相当欄ニ其ノ変更要領ヲ記載シ変更届トシテ提出スルコト

(表面)

養成工名簿

職 歴	学 歴	年養	年養	年養	年雇	本 籍	職 種
		成 月 終 了 日	成 月 廃 止 日	成 月 開 始 日	月 入 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
		金 貨					
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		生氏 年月日 名及
							年 月 日生

(裏面)

備考

備考

- 一 本名簿ハ用紙ノ大サヲ 国定規格 B5 判 (182 mm × 257 mm) トシカード式トスルコト
- 二 賃金ハ時給、日給ノ区別ヲ明ニシ尚変更アリタルトキハ其ノ年月日及変更額ヲ 順次左方ニ記載スルコト
- 三 裏面備考欄ニハ養成ニ関スル経過等ヲ記載スルコト

養成状況報告

計	職種	所在地				工場又ハ事業場ノ名称
		本年養成ヲ開始セルモノノ人	前年養成ヲ開始セルモノノ人	前々年養成ヲ開始セルモノノ人	計	
						前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成ヲ終了シタル養成工ノ員数
						備考

昭和 年 月 日

住所

事業主氏名 (法人ニ在リテハ其ノ名称及代表者氏名)

印

地方長官宛

備考 本屆書ノ用紙ノ大サハ国定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト

様式第四号

本票ノ用紙ノ大サハ国定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央
点線ノ所ヨリニツ折ト為ス

(表 面)

(裏 面)

工場事業場技能者養成ニ関スル臨検票

第 号 昭和 年 月 日 交付

官 職 氏 名
厚生省又ハ庁府県印

国家総動員法第三十一条 政府ハ国家
総動員上必要アルトキハ命令ノ定ム
ル所ニヨリ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏
ヲシテ必要ナル場所ニ臨検シ業務ノ
状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検
査セシムルコトヲ得

国家総動員法第四十二条 第三十一条
ノ規定ニ依ル当該官吏ノ検査ヲ拒ミ
妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ
懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

工場事業場技能者養成令第十四条 厚
生大臣又ハ地方長官必要アリト認ム
ルトキハ技能者ノ養成ニ関シ国家総
動員法第三十一条ノ規定ニ基キ当該
官吏ヲシテ工場事業場ノ事務所其
ノ他ノ場所ニ臨検シ養成ノ状況又ハ
之ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ
検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ当該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス
証票ヲ携帯セシムベシ

昭和十四年四月四日

〔二二二一八〕 厚生省告示第五十五号

工場事業場技能者養成令第二条ノ事業指定

工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 金属製錬業
- 二 金属圧延業(金属線製造業、金属箔製造業ヲ除ク)
- 三 鍛冶業
- 四 鑄造業
- 五 金属熔接業
- 六 金属工用、木工用機械器具製造業(製鉄用機械器具製造業ヲ
含ム)
- 七 採鉱、選鉱、製錬用機械器具製造業
- 八 銃砲、弾丸、水雷及兵器類製造業
- 九 原動機製造業(汽罐、ガス発生機製造業ヲ含ム)
- 十 電動機、電気機械器具製造業
- 十一 電気通信機械器具製造業
- 十二 化学工業用機械装置製造業
- 十三 ポンプ、水圧機、気体圧縮機、送風機、弁及コック製造業
- 十四 ベルト車、歯車、車軸及軸受製造業
- 十五 造船業
- 十六 鉄道軌道車輛製造業
- 十七 航空機製造業
- 十八 自動車、自動自転車製造業
- 十九 起重機製造業
- 二十 計器、試験検定及學術用器械製造業
- 二十一 光学機械器具製造業

二十二 医療器械製造業

第六号乃至第二十二号ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムモノトス

昭和十四年四月四日

〔二一—二一九〕 厚生省告示第五十六号

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一 金属製錬業	百分ノ四
二 金属圧延業（金属線製造業及金属箔製造業ヲ除ク）	百分ノ四
三 鍛冶業	百分ノ四
四 鑄造業	百分ノ四
五 金属熔接業	百分ノ四
六 金属工用、木工用機械器具製造業（製鉄用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ六
七 採鉱、選鉱、製錬用機械器具製造業	百分ノ六
八 銃砲、弾丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九 原動機製造業（汽罐、ガス発生機製造業ヲ含ム）	百分ノ六
十 電動機、電気機械器具製造業	百分ノ六
十一 電気通信機械器具製造業	百分ノ六

十二 化学工業用機械装置製造業	百分ノ六
十三 ポンプ、水圧機、気体圧縮機、送風機、弁及コック製造業	百分ノ六
十四 ベルト車、歯車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五 造船業	百分ノ六
十六 鉄道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七 航空機製造業	百分ノ六
十八 自動車、自動自転車製造業	百分ノ六
十九 起重機製造業	百分ノ六
二十 計器、試験検定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一 光学機械器具製造業	百分ノ六
二十二 医療器械製造業	百分ノ六

〔二一—二二〇〕 昭和十四年四月四日 文部省告示第二百三号

工場事業場技能者養成令第四條規定ノ事業主ニ雇用セララルル養成工タルヘキ者ノ資格ニ関シ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シ又ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムルコト左ノ如シ

- 一、高等小学校第二学年修了者
- 二、中学校第二学年修了者
- 三、高等学校尋常科第二学年修了者
- 四、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル実業学校第二学年修了者
- 五、高等小学校第一学年修了程度ヲ以テ入学資格トスル実業学校

第一学年修了者

六、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル小学校、中学校又ハ実業学校ニ類スル各種学校第二学年修了者

昭和十四年四月二十六日

〔二二二二二〕 勅令第二百五十四号

青年学校令改正

第一章 目的

第一条 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛鍊シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章 課程

第二条 青年学校ニ普通科及本科ヲ置ク但シ土地ノ情況ニ依リ普通科又ハ本科ノミヲ置クコトヲ得

青年学校ニハ研究科ヲ置クコトヲ得

第三条 普通科ノ教授及訓練期間ハ二年トス

本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト為スコトヲ得

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス

第四条 普通科ノ教授及訓練時數ハ各学年二百十時以上トス

本科ノ教授及訓練時數ハ男子ニ在リテハ第一学年及第二学年ニ於テ各二百十時以上、第三学年以上ニ於テ各百八十時以上トシ女子ニ在リテハ各学年二百十時以上トス

研究科ノ教授及訓練時數ハ土地ノ情況ニ依リ適宜之ヲ定ムベシ

第五条 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、

普通学科、職業科並ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、

普通学科、職業科、家庭科並ニ体操科トス

本科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、

職業科並ニ教練科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、

職業科、家庭科並ニ体操科トス

研究科ノ教授及訓練科目ハ本科ノ教授及訓練科目ニ就キ適宜之ヲ定ムベシ但シ修身及公民科ハ之ヲ欠クコトヲ得ズ

教授及訓練科目ノ程度ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 青年学校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル為專修科ヲ置クコトヲ得

專修科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 特別ノ學歷若ハ素養ヲ有スル生徒又ハ現ニ青年学校以外ノ施設ニ於テ教育ヲ受クル生徒ニ対シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ教授及訓練科目中其ノ一部ヲ課セザルコトヲ得

第八条 教授及訓練科目中生徒其ノ身体ノ情況ニ依リ學習スルコト

能ハザル科目ハ之ヲ其ノ生徒ニ課セザルコトヲ得

第九条 青年学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル生徒又ハ品行不良ニシテ他ノ生徒ノ教育ニ妨アリト認ムル生徒ノ青年学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第十条 青年学校ノ教科用図書ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第三章 就学

第十一条 普通科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ尋常小学校卒業者トシ本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ普通科修了者又ハ高等小学校卒業者トス

研究科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者トス

前二項ノ規定ニ依リ入学シ得ル者ノ外特ニ青年学校ニ入学スルコトヲ得ル者ニ関シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第十二条 年齢満十二歳ヲ超エ満十九歳(満十九歳ニ達シタル日ニ於テ仍青年学校本科ノ学年ノ中途ニ在ル者ニ付テハ其ノ学年ノ終)ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年学校ニ就学セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス

一 小学校ニ就学セシムベキ者又ハ現ニ小学校ニ在学スル者

二 現ニ高等学校尋常科ニ在学スル者又ハ之ヲ修了シタル者

三 現ニ師範学校本科第一部ニ在学スル者又ハ同第二学年ヲ修了シタル者

四 現ニ中学校ニ在学スル者又ハ同第四学年ヲ修了シタル者

五 現ニ実業学校ニ在学スル者、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限四年以上ノ実業学校ヲ卒業シ若ハ同第四学年ヲ修了シタル者又ハ高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限二年以上ノ実業学校ヲ卒業シ若ハ同第二学年ヲ修了シタル者

六 青年学校本科ノ課程ヲ修了シタル者

七 特ニ文部大臣ノ指定スル者

第十三条 前条ノ保護者トハ就学セシメラルベキ者(義務就学者ト称ス以下同シ)ニ対シ親権ヲ行フ者ヲ謂フ親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人ヲ謂フ

前条ノ義務課程トハ普通科及本科ノ各学年ニ於テ義務就学者ガ第四条ニ規定スル各最低時数ヲ以テ履修スベキ課程ヲ謂フ

第十四条 義務就学者ノ瘋癲白痴又ハ不具廢疾其ノ他已ムラ得ザル

事由ニ因リ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ第十二条ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

義務就学者ノ病弱其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ就学時期ニ於テ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得

第十五条 義務就学者青年学校以外ノ施設ニ於テ青年学校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムルトキハ第十二条ニ規定スル保護者ノ義務ノ履行ニ関シテハ其ノ期間青年学校ニ就学スルモノト看做ス

前項ノ課程ノ認定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十六条 第七条及第八条ノ場合ニ於テハ第十二条ニ規定スル保護者ノ義務課程ヲ履修セシムベキ義務ハ各其ノ限度ニ於テ免除セラレタルモノトス

第十七条 義務就学者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就学者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ

第四章 教員

第十八条 青年学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十九条 青年学校ニハ相当員数ノ専任教員ヲ置クベシ

第五章 設置

第二十条 北海道府県、市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負担ノ為学区ヲ設クルコトヲ得

北海道府県ノ設置スル青年学校ハ之ヲ道府県立青年学校トシ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ設置スル青年学校ハ之ヲ

市町村立青年学校トス

第二十一条 商工会議所、農会其ノ他之ニ準ズベキ公共団体、法人ニ非ザル社团ニシテ代表者ノ定アルモノ及私人ハ青年学校ヲ設置スルコトヲ得

前項ニ規定スル者ノ設置スル青年学校ハ之ヲ私立青年学校トス

第二十二条 青年学校ノ設置廃止ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

青年学校ノ設置廃止ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十三条 青年学校ノ設備ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十四条 市町村ハ其ノ区域内ノ義務就学者ヲ就学セシムルニ必要ナル青年学校ヲ設置スベシ但シ市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ依リ設置スルヲ妨ゲズ

第二十五条 前条ノ規定ニ依リ設置スル青年学校ノ市町村内ニ於ケル校数及位置ハ地方長官ニ於テ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムベシ

第二十六条 地方長官ハ一町村ニ於テ就学セシムベキ者ノ数一青年学校ヲ構成スルニ足ラズ又ハ適度ノ通学路程内ニ於テ一青年学校ヲ構成スルニ足ルベキ数ヲ得ルコト能ハズト認ムルトキハ青年学校ノ設置ニ代ヘ其ノ町村ヲシテ義務就学者ノ全部又ハ一部ノ教育事務ヲ他ノ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ学区ニ委託セシムルコトヲ得

地方長官ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノガ其ノ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ青年学校ニ対シ適度ノ通学路程内ニ在ラズト認ムルトキ亦前項ノ例ニ依ルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ義務就学者ノ教育事務ヲ委託

セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメントスルトキハ関係市町村、市町村学校組合、町村学校組合及学区ノ意見ヲ聞クベシ

第二十七条 地方長官ハ町村ガ其ノ資力青年学校設置ニ関スル費用ノ負担ニ堪ヘズ且青年学校設置ノ為他ノ市町村ト学校組合ヲ設クルコト能ハズト認ムルトキハ其ノ町村ヲシテ青年学校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得

地方長官ハ前条第一項ノ事由アルモ町村ヲシテ同項ノ規定ニ依ラシムコト能ハズト認ムルトキハ其ノ町村ノ区域ノ全部又ハ一部ニ関シ青年学校設置ノ義務ヲ免レシムルコトヲ得前条第二項ノ事由アルモ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ヲシテ同項ノ規定ニ依ラシムルコト能ハズト認ムルトキ其ノ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ノ区域ノ一部ニ関シ亦同ジ

前二項ノ規定ニ依リ青年学校設置ノ義務ヲ免セラレタル区域内ノ義務就学者ノ保護者ハ第十二条ニ規定スル義務ヲ免除セラレタルモノトス

第六章 費用負担及授業料

第二十八条 青年学校設置ニ関スル費用ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外道府県立青年学校ニ在リテハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トシ市町村立青年学校ニ在リテハ市町村、市町村学校組合、町村学校組合又ハ其ノ学区ノ負担トス其ノ費用ノ概目左ノ如シ

一 設備及其ノ維持ノ費用

二 職員ノ俸給、旅費其ノ他ノ諸給与

三 校費

第二十六条ノ規定ニ依ル教育事務ノ委託ニ関スル費用ハ之ヲ委託シタル市町村、市町村学校組合若ハ町村学校組合又ハ其ノ学区ノ負担トス

第二十九条 区長及其ノ代理者並ニ学区ノ学務委員ガ青年学校ニ関

スル国ノ教育事務ヲ執行スル為ニ要スル費用ハ市町村会、市町村
学校組合会又ハ町村学校組合会ノ議決ヲ以テ之ヲ学区ノ負担ト為
スコトヲ得

第三十条 青年学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ズ但シ特別
ノ事情アルトキハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ
学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ徴収スルコトヲ得

第三十一条 道府県立青年学校ノ授業料ハ北海道地方費又ハ府県ノ
収入トシ市町村立青年学校ノ授業料ハ市町村、市町村学校組合、
町村学校組合又ハ其ノ学区ノ収入トス

第三十二条 授業料ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七章 管理及監督

第三十三条 市町村長、市町村学校組合管理者又ハ町村学校組合管
理者ハ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ニ属スル国ノ青
年学校ニ関スル教育事務ヲ管掌シ市町村立青年学校ヲ管理ス

第三十四条 市町村、市町村学校組合及町村学校組合ハ青年学校ニ
関スル教育事務ノ為市制第八十三条若ハ町村制第六十九条ノ規定
又ハ其ノ準用規定ニ依リ学務委員ヲ置クベシ此ノ場合ニ於テハ市
町村会、市町村学校組合会又ハ町村学校組合会ノ議決ニ依ルコト
ヲ要セズ市町村、市町村学校組合又ハ町村学校組合ハ青年学校ニ
関スル教育事務ノ為条例ニ依リ其ノ学区ニ学務委員ヲ置クコトヲ
得

学務委員ニハ市町村立青年学校ノ学校長又ハ教員ヲ加フベシ
委員中学校長又ハ教員ヨリ出ズル者ハ市町村長、市町村学校組合
管理者又ハ町村学校組合管理者之ヲ任免ス

第三十五条 学務委員ノ職務其ノ他ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定

ム

第三十六条 市町村立青年学校ノ学校長及教員ハ其ノ執行スル青年
学校ニ関スル国ノ教育事務ニ付地方長官之ヲ監督ス

第三十七条 私立青年学校ハ地方長官之ヲ監督ス

第八章 補則

第三十八条 町村組合ニシテ其ノ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ
共同処理スルモノハ之ヲ一町村、其ノ組合吏員ハ之ヲ町吏員、
其ノ組合会ハ之ヲ町村会ト看做ス

第三十九条 町村制ヲ施行セザル地域ニ於テハ本令中町村、町村組
合、町吏員、町村組合吏員、町村会及町村組合会ニ関スル規定
ハ其ノ地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第三十四条第一項中町村制第六十九条トアルハ前項ノ地域ニ於テ
ハ北海道一級町村制第一条、北海道二級町村制第七十二条又ハ島
嶼町村制第九条第二項及第三項トス

第一項ノ地域ニ於テ本令ニ依リ難キ事項ニ関シテハ文部大臣ノ定
ムル所ニ依ル

第四十条 本令ニ依ラザル学校ハ青年学校ト称スルコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル青年学校ニシテ本科ノ男子ノ教授及訓練期
間ヲ二年又ハ三年ト為スモノニ付テハ第三条第二項ノ規定ニ拘ラズ
昭和十六年三月三十一日迄ハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

第十二条ノ規定ハ大正十五年四月一日以前ニ出生シタル者ニ関シテ
ハ之ヲ適用セズ

特別ノ事情アル場合ニ限り青年学校ニハ地方長官ノ認可ヲ受ケ当分
ノ内専任教員ヲ置カザルコトヲ得

昭和十四年七月十八日

〔二一—二二〕 厚生省令第二十二号

工場事業場技能者養成補助規則

第一条 工場事業場技能者養成令第十五条第一項ノ規定ニ依ル補助金ハ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ之ヲ交付ス

第二条 補助金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ交付ス

一 専任ノ養成指導員（以下専任指導員ト称ス）ノ給料又ハ手当ニ付 二分ノ一以内

二 専任ニ非ザル養成指導員ニシテ実習ヲ担任スル者（以下実習指導員ト称ス）ノ手当ニ付 一人当一年ニ付六〇円以内

三 教室及其ノ付属設備ノ營繕費及之ニ伴フ初度調弁費ニ付 二分ノ一以内

四 養成工ヲ当該工場又ハ事業場以外ノ施設ニ委託シテ養成スル場合ノ授業料其ノ他ノ経費ニ付 二分ノ一以内

年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二〇〇人未満五〇人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シ厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項第一号、第三号又ハ第四号ノ補助ノ率ヲ高メ又ハ

前項第二号ノ額ヲ増加スルコトアルベシ

第三条 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時一〇〇人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シテハ厚生大臣特ニ補助スルノ必要アリト認ムル経費ニ対スルモノノ外補助金ヲ交付セズ

第四条 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ工場又ハ事業場別ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ毎年五月三十一日迄ニ当該工場又ハ事業場ノ所

在地ヲ管轄スル地方長官（鉱業法又ハ砂鉱法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鉱山監督局長トシ其ノ他ノ事業ニ付テハ東京府ニ在リテ

ハ警視總監トス以下之ニ同ジ）ヲ經由シテ厚生大臣ニ申請スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名称、所在地及事業ノ種類

二 常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員数

三 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル専任指導員ノ員数及給料又ハ手当所要額

四 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル実習指導員ノ員数及手当所要額

五 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於ケル教室及其ノ付属設備ノ營繕費並ニ之ニ伴フ初度調弁費ニ関シ左ニ掲グル事項

イ 教室及其ノ付属設備ヲ建設セントスル場所

ロ 教室ノ構造、室数、平面図及各教室ノ坪数並ニ収容人員

ハ 教室ノ付属設備ノ種目及各種目別ノ構造及坪数

ニ 教室及其ノ付属設備ノ營繕費ノ額及其ノ内訳

ホ 教室及其ノ付属設備ノ營繕ノ着手及完成予定年月日

ヘ 初度調弁費ノ額及其ノ内訳

六 養成工ノ委託ニ関シ左ニ掲グル事項

イ 養成工ヲ委託セントスル施設ノ名称及所在地

ロ 其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ委託セントスル養成工ノ職種別員数並ニ所要経費ノ種目及額

第五条 前条ノ申請ニシテ二以上ノ工場又ハ事業場ノ共同養成施設ニ対スル補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ

当該養成施設ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ其ノ代表者ニ於テ之ヲ為スベシ

一 当該養成施設ニ於テ養成工ヲ養成シ又ハ養成セントスル工場又ハ事業場ノ名称、所在地及事業ノ種類

二 前号ノ工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ

男子労働者ノ員数

三 当該養成施設ニ於テ養成シ又ハ養成セントスル養成工ノ工場又ハ事業場別ノ職種別員数

四 当該養成施設ニ於テ養成工ヲシテ修習セシムベキ事項

五 前条第三号乃至第五号ニ掲グル事項

前項ノ申請書ニハ申請者ノ代表者タルコトヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第六条 補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ毎年三月五日迄ニ補助金交付請求書ニ前年三月一日ヨ

リ其ノ年二月末日迄ノ間ニ於ケル第四条第三号乃至第六号ニ規定スル経費ノ支出精算書ヲ添付シ第四条又ハ第五条ノ補助金交付ノ

申請ヲ經由シタル地方長官ニ提出スベシ

第七条 補助金交付ノ条件ニ違反シタルトキハ厚生大臣ハ補助金交

付ノ指令ヲ取消シ、補助金額ヲ減少シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四条中五月三十一日迄トアルハ昭和十四年ニ限り八月三十一日迄トス

昭和十四年七月二十日

〔二一二一二三〕 厚生省告示第百二十九号

療養所及職業補導所ノ名称及位置

名 称 位 置

傷療軍人千葉療養所

千葉県千葉郡千城村

傷療軍人愛知療養所

愛知県知多郡大府町

傷療軍人岡山療養所

岡山県都窪郡早島町

傷療軍人福岡療養所

福岡県糟屋郡古賀町

傷療軍人京都療養所

京都府綴喜郡青谷村

傷療軍人新潟療養所

新潟県刈羽郡柏崎町

傷療軍人長野療養所

長野県上水内郡若槻村

傷療軍人宮城療養所

宮城県互理郡山下村

傷療軍人石川療養所

石川県江沼郡篠原村

傷療軍人広島療養所

広島県賀茂郡西条町

傷療軍人東京療養所

東京府北多摩郡清瀬村

傷療軍人大阪療養所

大阪府泉南郡貝塚町

傷療軍人兵庫療養所

兵庫県有馬郡三輪町

傷療軍人三重療養所

三重県河芸郡大里村

傷療軍人愛媛療養所

愛媛県温泉郡北吉井村

傷療軍人佐賀療養所

佐賀県三養基郡中原村

傷療軍人宮崎療養所

宮崎県宮崎郡赤江町

傷療軍人神奈川療養所

神奈川県中郡東秦野村

傷療軍人徳島療養所

徳島県麻植郡西尾村

傷療軍人白浜温泉療養所

和歌山県西牟婁郡瀬戸鉛山村

傷療軍人湯田温泉療養所

山口県山口市

傷療軍人小浜温泉療養所

長崎県南高来郡小浜町

傷療軍人大阪職業補導所

大阪府堺市

傷療軍人福岡職業補導所

福岡県小倉市

昭和十四年七月二十日

〔二一—二二四〕 厚生省告示第三百三十一号

傷兵保護院職業補導所規程中改正

「傷兵保護院職業補導所規程」ヲ「軍事保護院職業補導所規程」ニ改ム

第一条中「傷兵保護院職業補導所」ヲ「軍事保護院職業補導所」ニ改ム

第七条中「傷兵保護院總裁」ヲ「軍事保護院總裁」ニ改ム

昭和十四年九月十八日

〔二一—二二五〕 厚生省訓令第十四号

工場事業場技能者養成指針ニ関スル件

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ニ属スルヲ以テ之ガ養成ノ目標、指導方法等ニ付曩ニ当省ニ設置シタル工場事業場技能者養成委員会ニ諮問中ノ処其ノ審議ノ結果ニ依ル答申ニ基キ左ノ通之ヲ養成指針トシテ定メタリ

本指針ハ固ヨリ其ノ大綱ヲ示スニ止マルヲ以テ之ガ教授指導等ニ関スル細目ニ付テハ追テ指示スル所アルベキモ貴官ハ本養成ノ重要性ニ鑑ミ管下当該工場事業場ニ右指針ノ徹底ヲ図リ各工場事業場ヲシテ最モ適切ナル養成ヲ為サシメ以テ所期ノ目的ノ達成ヲ期セララルベシ

工場事業場技能者養成指針

工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者ノ養成ハ我国現下ノ重要国策ニ順応シ身体強健、志操堅実、技能優秀ニシテ工場事業場ノ中堅タルベキ職工ヲ養成スルヲ目的トス

技能者ノ養成ニ就テハ養成工ニ対シ徳性ヲ涵養シ身体ヲ鍛錬シ工業生産及日常生活ニ須要ナル知識技能ヲ授クベシ

徳性ノ涵養及知識技能ノ教授指導等ハ之ヲ相互ニ連絡補益セシメ且特ニ日常ノ生産作業ト密接ナル関係ヲ保ツコトヲ期スベシ

一、徳性ノ涵養ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ国体ノ本義ヲ審ラカニシテ国民道徳ノ振作ニ力メ職業生活ノ国家的意義ヲ明カニシテ産業報國ノ精神ヲ体得セシメ道徳ノ実践躬行ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

徳性ノ涵養ニ就テハ特ニ工場勤労及日常生活ヲ通ジ職工タルノ本分ヲ自覚セシメ規律ヲ重シ協同ヲ尚ブノ氣風ヲ涵養スベシ

二、技能ノ指導ハ専門ノ職種ニ直接必要ナル作業ノ方法ヲ習得鍊磨セシムルノ外之ニ関連アル作業ノ方法ヲモ体得セシメ兼ネテ工夫考案ノ能力ヲ啓培スルヲ以テ要旨トス

技能ノ指導ニ就テハ特ニ徳性ノ涵養トノ連絡ニ留意シ技能ノ鍊磨ヲ通ジテ職業道徳ノ実践ヲ指導スベシ

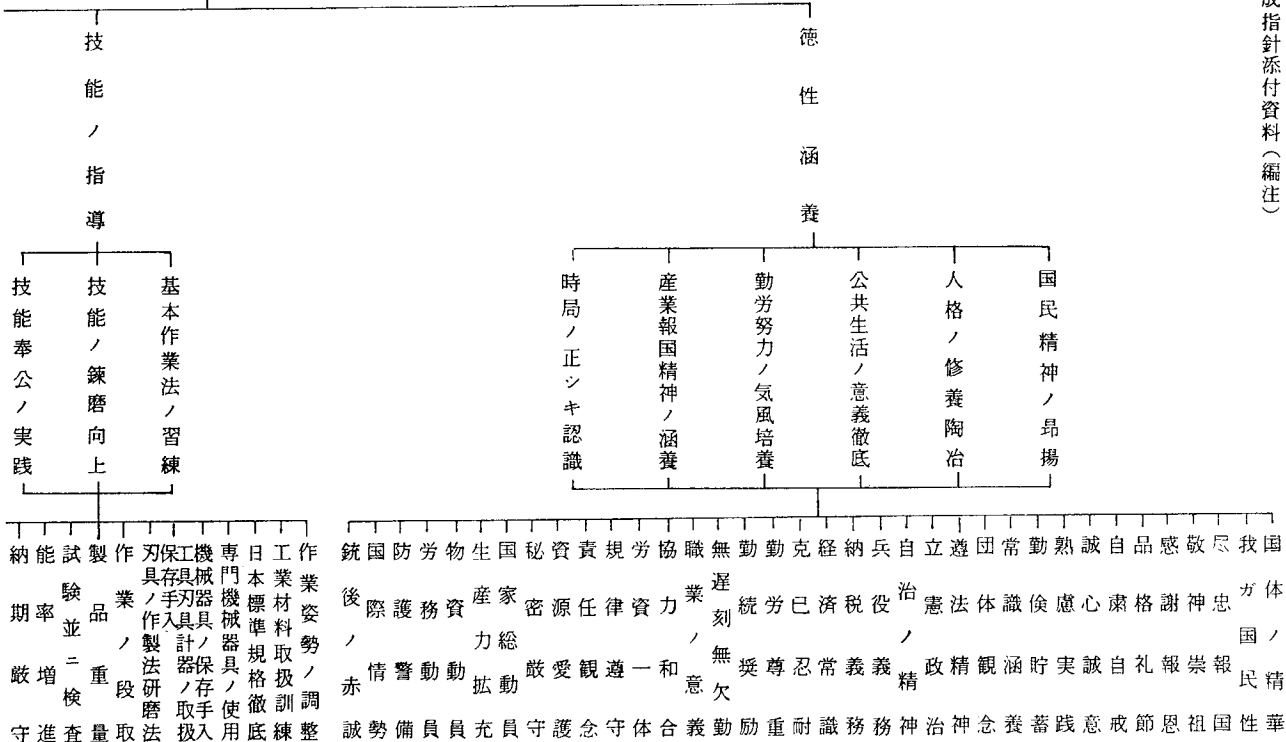
三、知識ノ教授ハ技能ノ習得ニ直接必要ナル知識ヲ授ケ中堅職工タルノ資質ヲ高メ兼ネテ日常生活ニ須要ナル普通ノ知識ヲ増進シ一般の教養ヲ高ムルヲ以テ要旨トス

知識ノ教授ニ就テハ特ニ技能ノ指導トノ連絡ニ留意シ觀察力、判断力ノ涵養ニ努メ生産作業ニ応用自在ナラシメントヲ期スベシ

四、体位ノ向上ハ身体ヲ強健ニシ姿勢ヲ端正ニシ其ノ動作ヲ機敏ナラシムルノ外堅忍持久、克己節制ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス

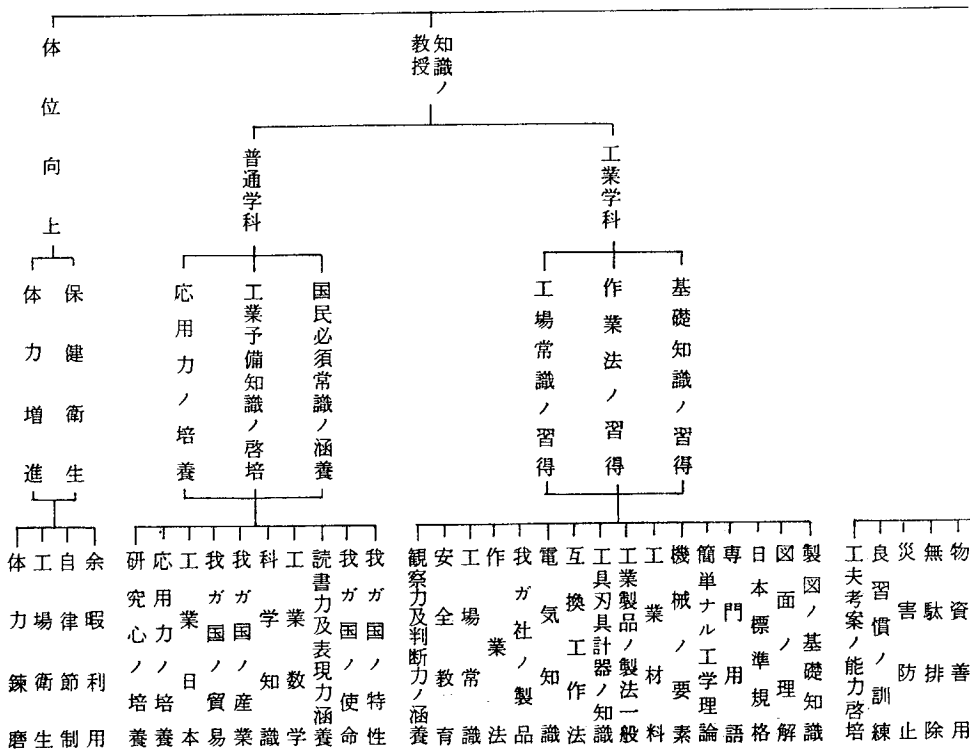
体位向上ニ就テハ保健衛生ニ留意スルト共ニ適宜体育訓練ヲ実施スベシ

養成ノ目標



備考

- 一 本添付資料ハ技能者養成上ノ参考ニ資スル為養成目標ノ概要ヲ一覽トシテ例示シタルモノナリ
- 二 養成目標ハ徳性ノ涵養及知識技能ノ教授指導等ニ関スル凡テノ課程ヲ通ジテ之ヲ達成スベキモノナルモ便宜上其ノ関連ノ多少ニ依リ分類掲記セルモノナリ
- 三 知識技能教授指導上ノ目標ハ養成工ノ職種ニ依リ輕重アルベキヲ以テ之ガ取扱ニ就テハ此ノ点ニ留意スルモノトス



昭和十四年十一月十五日

〔二一—二一—二六〕 厚生省告示第二百二十五号

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十五年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一 金属製錬業	百分ノ三、五
二 金属圧延業（金属線製造業及金属箔製造業ヲ除ク）	百分ノ三、五
三 鍛冶業	百分ノ三、五
四 鑄造業	百分ノ三、五
五 金属熔接業	百分ノ三、五
六 金属工用、木工用機械器具製造業（製鉄用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ五
七 採鉱、選鉱、製錬用機械器具製造業	百分ノ五
八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ五
九 原動機製造業（汽罐、ガス発生機製造業ヲ含ム）	百分ノ五
十 電動機、電気機械器具製造業	百分ノ五
十一 電気通信機械器具製造業	百分ノ五
十二 化学工業用機械装置製造業	百分ノ五
十三 ポンプ、水圧機、気体圧縮機、送風機、弁及コック製造業	百分ノ五
十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ五
十五 造船業	百分ノ五
十六 鉄道軌道車輛製造業	百分ノ五

十七 航空機製造業

十八 自動車、自動自転車製造業

十九 起重機製造業

二十 計器、試験検定及學術用器械製造業

二十一 光学機械器具製造業

二十二 医療器械製造業

百分ノ五
百分ノ五
百分ノ五
百分ノ五
百分ノ五
百分ノ五

昭和十五年三月二十五日

〔二一—二一—二七〕 厚生省令第八号

機械技術者検定規則

第一条 本令ハ機械工作又ハ金属加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル生産作業ニ従事スル者ノ為ニ其ノ生産作業ニ従事スベキ技術者（以下機械技術者ト称ス）タルニ須要ナル能力ノ検定ヲ行フヲ以テ目的トス

第二条 検定ハ毎年一回以上之ヲ行フ

検定ノ期日、場所及出願期間ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三条 年令二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ

ニ非ザレバ検定ヲ受クルコトヲ得ズ

一 機械工作又ハ金属加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル生産作業ニ

五年以上従事シ且現ニ従事スル者

二 前号ノ生産作業ニ三年以上従事シ且受検ニ付特ニ工場事業場

ノ長ノ推薦シタル者

前項ノ年令及従事シタル年数ノ計算ニ付テハ受検セントスル年ノ四月一日現在ヲ以テ計算スルモノトシ仍従事シタル年数ノ計算ニ付テハ月数ニ依リ計算シ従事シタル日数一月ニ充タザル場合ハ一

月トシテ計算スルモノトス

第四条 検定ハ筆記試験、作業試験及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ

筆記試験ハ前期試験及後期試験ニ分チテ之ヲ行フ

第五条 前期筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ後期筆記試験ヲ受クルコトヲ得ズ

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ作業試験及口頭試問ヲ受クルコトヲ得ズ

第六条 前期筆記試験ニ合格シタル者ニハ其ノ合格シタル年ノ翌翌年ノ末迄ニ行ハルル検定ニ限り其ノ合格シタル試験ヲ免除ス

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ後期筆記試験ニ合格シタル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル検定ニ限り筆記試験ヲ免除ス

第七条 筆記試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

前期試験

一 工業数学

二 工業理科

三 機械学

四 製 図

後期試験

一 材 料

二 一般工作法

三 電 気

四 工場管理常識

第八条 作業試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 製図

二 左ノ専門作業中ヨリ受検者ノ選択シタル一専門作業

機械作業

仕上及組立作業

木型及鑄造作業

火造及熱処理作業

製罐及熔接作業

三 工場事業場ニ於ケル一般作業常識

第九条 口頭試問ハ受検者ガ国民常識其ノ他機械技術者タルニ須要ナル能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考查スルニ必要ナル事項ニ付之ヲ行フ

第十条 検定ヲ受ケントスル者ハ願書（様式第一号）ニ左ノ書類ヲ添へ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ出願スベシ

一 履歴書（様式第二号）

二 戸籍抄本

三 写真（手札形トシ半身脱帽ニテ出願前一年内ニ撮影シ台紙ニ貼付セズ、裏面ニ氏名ヲ自署シタルモノ）

四 第三条第一項第一号ニ該当スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ証明書（様式第三号）、同条同項第二号ニ該当スル者ニ在リテハ現ニ勤務スル工場事業場ノ長ノ推薦書（様式

第四号）

第十一条 検定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付スベシ

第十二条 検定ニ合格シタル者ニハ合格証書（様式第五号）ヲ付与シ且其ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十三条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ変更シ又ハ合格証書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ合格証書ノ書換又ハ再交付ヲ厚生大臣ニ出願スルコトヲ得

合格証書ノ書換又ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一円ヲ納付スベシ

第十四条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケントシタル者又ハ本令ノ規

定ニ違反シタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止シ其ノ合格ヲ無効トス

前項ノ規定ニ該当スル者ニ対シテハ三年以内ニ於テ期間ヲ定メ檢定ヲ受ケシメザルコトアルベシ

第十五条 手数料ハ収入印紙ヲ用ヒ願書ニ貼付スベシ
既ニ納メタル手数料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式(省略)

昭和十五年三月二十五日

〔二二二二八〕 厚生省告示第五十八号

機械技術者檢定施行要綱

第一 機械技術者檢定規則ニ依ル機械技術者ノ檢定ハ受檢者ガ機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於テ其ノ生産作業ニ従事スル技術者即チ所謂現場技術者タルノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考試セントスルモノニシテ其ノ試験及試問ノ程度ハ概ネ工業学校(甲種程度)ヲ卒業シ工場事業場ニ於ケル実務ニ相当期間(四、五年)従事シ現ニ技術者タル者ノ通常保有スベキ実務的知識技能ト同程度タルモノトス

第二 筆記試験ハ概ネ左ノ範圍ニ於テ主トシテ實際的問題ヲ選択シテ之ヲ行フモノトス

一 工業数学

算術、代数、平面幾何初歩及三角法初歩

二 工業理科

物性、熱、光、水力学、原動機及無機化学

三 機械学

機械ノ要素、機械力学及材料力学

四 製 図

用器画法及読図

五 材 料

金属材料、燃料及減磨剤

六 一般工作法

木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立

七 電 氣

電氣回路、電動機、変圧器、電氣計器、開閉器及電氣照明

八 工場管理常識

工程管理、賃金、工場原価計算及安全管理

第三 作業試験ハ製図及専門作業ニ在リテハ概ネ左ノ範圍ニ於ケル作業ヲ行ハシメ且必要ニ応ジ実地ニ於テ作業ノ實際ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメ、工場事業場ニ於ケル作業常識ニ在リテハ実地ニ於テ一般作業ノ常識ニ付檢定委員ノ質問ニ答ヘシメテ之ヲ行フモノトス

一 製 図

簡單ナル見取図ノ作成

二 機械作業

旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤、ボール盤及研磨盤作業ノ

中一作業又ハ二作業

三 仕上及組立作業

ケガキ、鑢、タガネ及キサゲ作業

四 木型及鑄造作業

木型、原図引キ、木取り及平面削リ作業又ハ鑄型込作業

五 火造及熱処理作業

火造作業

六 製罐及熔接作業

原図引キ、鋸打チ及填隙作業又ハガス熔接作業若ハ電気熔接作業

第四 口頭試問ハ一般国民トシテ理會スベキ常識問題其ノ他機械技術者トシテ理會スベキ常識問題並ニ産業人トシテノ心掛等ニ付之ヲ行フモノトス

昭和十五年三月三十日

〔二二二二九〕 法律第七十四号

職業紹介法中改正

第七条 削除

第十四条中「町村ニ関スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、」ヲ削ル

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月十一日

〔二二二三〇〕 厚生省令第十一号

工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項及第十一条ノ特例ニ関スル件

第一条 左ノ事業ニ属スル工場又ハ事業場ノ事業主ノ毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員数ハ当分ノ内工場事業場技能者養成令施行規

則（以下規則ト称ス）第四条第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在左ノ事業ニ使用セラルル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝国臣民タル男子労働者ノ員数ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乗ジテ得タル員数以上トス

一 工業藥品製造業

二 染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）

三 塗料及顔料製造業（漆液製造業ヲ除ク）

四 発火物製造業（マツチ製造業ヲ除ク）

五 鉱物油製造業

六 バルブ製造業

七 鉱物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）

八 人造レジン素地製造業

九 フィルム乾板類製造業

十 研磨材及研磨用品製造業

十一 炭素製品製造業

十二 コークス製造業

第二条 金属鉱業又ハ石炭鉱業ニ属スル事業場ノ事業主ノ為スベキ技能者ノ養成ニ於ケル工場事業場技能者養成令第六条第三項ノ養成ニ必要ナル時数ハ規則第十一条ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス

一 徳性涵養ニ充ツベキ時数 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ五百五十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時数 養成期間ヲ通ジ三千五百時間以上

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月十一日

〔二一—二一三二〕 厚生省告示第八十四号

工場事業場技能者養成令第二条ノ事業指定

- 一 金屬 鋳業
- 二 石炭 鋳業
- 三 工業藥品製造業
- 四 染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）
- 五 塗料及顔料製造業（漆液製造業ヲ除ク）
- 六 発火物製造業（マッチ製造業ヲ除ク）
- 七 鋳物油製造業
- 八 パルプ製造業
- 九 鋳物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）
- 十 人造レジン素地製造業
- 十一 フィルム乾板類製造業
- 十二 研磨材及研磨用品製造業
- 十三 炭素製品製造業
- 十四 コークス製造業

昭和十五年四月十一日

〔二一—二一三三〕 厚生省告示第八十五号

工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項ノ比率

工場事業場技能者養成令施行規則第四条第一項ノ比率ヲ昭和十五年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一 金屬 鋳業	百分ノ一、五
二 石炭 鋳業	百分ノ一、五
三 工業藥品製造業	百分ノ二、五
四 染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）	百分ノ二、五
五 塗料及顔料製造業（漆液製造業ヲ除ク）	百分ノ二、五
六 発火物製造業（マッチ製造業ヲ除ク）	百分ノ二、五
七 鋳物油製造業	百分ノ二、五
八 パルプ製造業	百分ノ二、五
九 鋳物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）	百分ノ二、五
十 人造レジン素地製造業	百分ノ二、五
十一 フィルム乾板類製造業	百分ノ二、五
十二 研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二、五
十三 炭素製品製造業	百分ノ二、五
十四 コークス製造業	百分ノ二、五

昭和十五年四月十一日

〔二一—二一三三〕 厚生省告示第八十六号

養成開始ノ時期及養成計画ノ認可申請期間指定
 昭和十五年四月厚生省告示第八十四号指定ニ係ル事業ニ属スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ指定ノ際養成ヲ為スベキ義務アルモノノ養成ヲ開始スベキ時期及昭和十五年ヨリ開始スベキ養成ノ養成計画認可申請期間ヲ工場事業場技能者養成令施行規則第三条但書及同規則第十三条第二項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一 養成開始ノ時期 昭和十五年六月（昭和十六年以降ニ於テハ毎年四月）

二 養成計画ノ認可申請期間 昭和十五年四月二十一日ヨリ同年五月二十日迄

昭和十五年四月十五日

〔二―二―三四〕 厚生省令第十二号

技能者養成ノ為ノ鋳夫労役扶助規則第十一条ニノ特例ニ関スル件

鋳業者ハ工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者養成ノ為必要アルトキハ鋳夫労役扶助規則第十一条ノ規定ニ拘ラズ十五才以上十六才未満ノ者ヲシテ一週二回以内通ジテ八時間ヲ限り坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月二十日官報彙報（学事）

〔二―二―三五〕 東京工業大学ニ於テ本月一日臨時工業技術員養成所ヲ設置シ其ノ規則左ノ通制定セリ

東京工業大学臨時工業技術員養成所規則

第一章 総 則

第一条 臨時工業技術員養成所ハ工業ニ従事セムトスル者ニ須要ナル学理及技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 臨時工業技術員養成所ニ左ノ学科ヲ置ク

機械科

化学分析科

窯業科

第三条 臨時工業技術員養成所ノ修業年限ハ一箇年トス

第二章 学年、学期及休業

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 四月一日ヨリ八月三十一日迄

第二学期 九月一日ヨリ十二月三十一日迄

第三学期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第五条 休業日ハ左ノ如シ

一 祭日及祝日

二 日曜日

三 春季休業 四月一日ヨリ四月七日迄

四 夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

五 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

六 創立記念日

第三章 学科課程

第六条 各学科ノ学科目及毎週授業時数左ノ如シ（学科目、毎週授業時数等省略）

第四章 入学、在学、休学及退学

第七条 入学期ハ毎学年ノ始トス

第八条 臨時工業技術員養成所ニ入学ヲ許可スベキ者ハ品行善良志望鞏固ナル満十七歳以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ且入学検定ニ合格シタルモノトス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校入学者検定期程第十一条ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

三 専門学校入学者検定期程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

入学検定ハ之ヲ分チテ学科試験、身体検査及人物考査トス

学科試験ハ国語、英語、数学、物理学、化学及用器画ノ中三科目

以内ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

第九条 入学志願者ハ入学願書ニ最終二箇年ノ成績証明書又ハ合格

成績証明書、写真及入学検定料ヲ添ヘ提出スベシ

第八条第一項第一号及第二号ニ該当スベキ在学者ニシテ其ノ年三

月三十一日迄ニ卒業予定ノ者ハ当該学校長ノ卒業見込証明書ヲ添

付シテ入学願書ヲ提出スルコトヲ得

第十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ入学ニ関スル一

切ノ手続ヲ完了スベシ但シ無断之ヲ遅滞スル者ニ対シテハ入学ノ

許可ヲ取消スコトアルベシ

第十一条 生徒及戸主並保証人ノ転居、転籍又ハ改姓名等ノ異動ハ

速ニ届出ツヘシ

第十二条 生徒疾病又ハ避クベカラサル事由ニ依リ遅刻、早退又ハ

欠席スルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十三条 生徒疾病其ノ他ノ事故ニ依リ二箇月以上修学スルコト能

ハサルトキハ許可ヲ得テ休学スルコトヲ得

休学期間ハ一学期以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ引続キ之ヲ

許可スルコトアルヘシ

休学期間ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ通シテ一箇年ヲ超ユルコトヲ

得ス

休学期間内ニ於テ其ノ事故止ミ出席セムトスルトキハ其ノ旨届出

ツヘシ

第十四条 生徒己ムヲ得サル事故ニ依リ退学セムトスルトキハ其ノ

事由ヲ具シ戸主又ハ保証人連署ノ上願出テ許可ヲ受クヘシ但シ病

氣ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退学ヲ命ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学業成績不良又ハ身体虚弱ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル

者

三 引続キ二箇月以上欠席シタル者

四 正当ノ理由ナクシテ引続キ二十日以上欠席シタル者

五 出席常ナラサル者

第五章 成績考査及卒業

第十六条 学業成績ノ考査ハ学期ノ終リニ於テ既修ノ学科目ニ就キ

試験ノ上之ヲ行フ

試験ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十七条 全課程ヲ履修シ成績考査ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ

授与ス

第六章 検定料及授業料

第十八条 入学ヲ出願スル者ハ検定料トシテ金五円ヲ納付スヘシ

第十九条 授業料ハ一学年金八十円トシ各学期始業後二週間以内ニ

左記ノ額ヲ分納スヘシ

第一学期 金三十円

第二学期 金三十円

第三学期 金二十円

授業料ノ納付ヲ怠ル者ハ其ノ出席ヲ停止シ尚引続キ滞納久シキニ

巨ルトキハ其ノ学籍ヲ除ク

第二十条 全学期ヲ通シテ休学ヲ許可セラレタル者ニハ其ノ学期分

ノ授業料ヲ免除ス

学期間ノ一部出席シタル者ト雖授業料ハ其ノ学期分全額ヲ納付ス

ヘシ但シ前項ノ該当者ニシテ学期ノ中途ニ於テ復学シタル者ノ授

業料ハ月割金八円トシテ之ヲ前納スヘシ

第二十一条 一旦納付シタル検定料及授業料ハ之ヲ返付セス

第七章 服 装

第二十二条 生徒ハ本学所定ノ制服制帽ヲ着用スヘシ

第八章 懲 戒

第二十三条 生徒本学ノ学規ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為ア

リタルトキハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ譴責、停学及放學トス

附 則

本規則ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時工師養成部規則及臨時化学分析工員養成部規則ハ之ヲ廃止ス

本規則施行ノ際ニ臨時工師養成部及臨時化学分析工員養成部ニ在

学スルモノノ取扱ニ就テハ別ニ之ヲ定ム

昭和十五年五月二十五日

〔二一—二一—三六〕 勅令第三百四十一号

機械工養成所官制中改正

第二条第一項中「技手 専任三十八人 判任」ヲ「技手 専任三十

八人 判任

ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

舍監ハ技師、属又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

第六条ノ二 舍監ハ所長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十一月十五日

〔二一—二一—三七〕 勅令第七百六十九号

工芸技術講習所官制

第一条 工芸技術講習所ハ文部大臣ノ管理ニ属シ工芸ニ関スル技術ノ教授ヲ掌ル

第二条 工芸技術講習所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教授 専任二人 奏任

助教授 専任三人 判任

助手 専任二人 判任

書記 専任一人 判任

第三条 所長ハ文部部内ノ高等官ヲ以テ之ニ充ツ文部大臣ノ指揮監

督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

第四条 教授及助教授ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第五条 助手ハ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業及実習ノ補助ニ従

事ス

第六条 書記ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第七条 所長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ講師ヲ囑託シ授業ヲ担任セシ

ムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月十三日

〔二一—三三八〕 文部省令第四十五号

工芸技術講習所規程

専門実技練習 一六以上
体 操 二
備考

第一条 工芸技術講習所ハ之ヲ第一部及第二部ニ分チ各部ニ於テ企画、金工、塗装、窯業、染織及木工等ノ専門実技並ニ工芸ニ必須ナル学科目ヲ教授スルモノトス

第二条 各部ノ修業年限ハ二年トス但シ時宜ニ依リ其ノ期間ヲ伸縮スルコトアルベシ

第三条 各部ノ学科目及毎週教授時数左ノ如シ

第一部

学科目 毎週教授時数

工芸意匠学 一

工芸資材学 二

工芸史 一

工芸指導法 一

特別講義 不定時

企画演習 八以上

専門実技練習 一六以上

体 操 二

第二部

学科目 毎週教授時数

工芸意匠学 一

工芸資材学 二

工芸史 一

特別講義 不定時

企画演習 八以上

一 所長ハ教授上特別ノ必要アリト認メタル場合ニ於テハ学科目又ハ其ノ教授時数ノ配当ヲ變更シ或ハ時間外若ハ休業期間中ニ於テ臨時講義又ハ特別実技ノ講習ヲ課スルコトヲ得
二 特別講義ハ工芸ノ鑑賞、工芸製作上必要ナル情操及知識ノ涵養、工芸製作工場ノ経営ニ関スル理論及輸出工芸ニ関スル海外事情等ニ付講義スルモノトス
三 専門実技ハ各部ノ教室ニ分属シテ専攻ス但シ場合ニ依リ数教室ニ於テ兼修スルコトヲ得

第四条 本所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニシテ銚衡ノ上所長之ヲ定ム

第一部

一 専門学校又ハ之ト同等以上ノ学校ヲ卒業シタル者ニシテ本所所定ノ専門実技ヲ履修スルニ足ルト認メタル者

二 本所ニ於テ行フ考查ニヨリ前号ト同等以上ノ学力並ニ特殊ノ工芸技術ヲ有スト認メタル者

第二部

一 中学校卒業者又ハ専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定若ハ無試験検定ニ合格シタル者ニシテ本所所定ノ専門実技ヲ履修スルニ足ルト認メタル者

二 本所ニ於テ行フ考查ニヨリ前号ト同等以上ノ学力並ニ特殊ノ工芸技術ヲ有スト認メタル者

第五条 所長ハ成業ノ見込ナシト認メタル者及性行不良ナル者ニハ退所ヲ命ズベシ

第六条 所長ハ教育上必要アリト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第七条 本所ニ於テハ入所考査料及授業料ヲ徴収セズ

附 則

本令ハ公付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年一月十五日

〔二二二一三九〕 厚生省告示第八号

昭和十六年二開始スベキ養成工ノ比率

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比率
一 金属製錬業	百分ノ二
二 金属圧延業（金属線製造業及金属箔製造業ヲ除ク）	百分ノ二
三 鍛冶業	百分ノ三
四 鑄造業	百分ノ三
五 金属熔接業	百分ノ三
六 金属工用、木工用機械器具製造業（製鉄用機械器具製造業ヲ含ム）	百分ノ三・五
七 採鉱、選鉱、製錬用機械器具製造業	百分ノ三・五
八 銃砲、弾丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ三・五
九 原動機製造業（汽罐、ガス発生機製造業ヲ含ム）	百分ノ三・五
十 電動機、電気機械器具製造業	百分ノ三・五
十一 電気通信機械器具製造業	百分ノ三・五
十二 化学工業用機械装置製造業	百分ノ三・五
十三 ポンプ、水圧機、気体圧縮機、送風機、弁及コック製造業	百分ノ三・五
十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ三・五
十五 造船業	百分ノ三・五
十六 鉄道軌道車輛製造業	百分ノ三・五

十七 航空機製造業	百分ノ三・五
十八 自動車、自動自転車製造業	百分ノ三・五
十九 起重機製造業	百分ノ三・五
二十 計器、試験検定及學術用器械製造業	百分ノ三・五
二十一 光学機械器具製造業	百分ノ三・五
二十二 医療器械製造業	百分ノ三・五
二十三 金属鋳業	百分ノ一・五
二十四 石炭鋳業	百分ノ一・五
二十五 工業藥品製造業	百分ノ二・五
二十六 染料及中間物製造業（天然染料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十七 塗料及顔料製造業（漆液製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十八 発火物製造業（マツチ製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
二十九 鉱物油製造業	百分ノ二・五
三十 パルプ製造業	百分ノ二・五
三十一 鉱物質肥料製造業（配合肥料製造業ヲ除ク）	百分ノ二・五
三十二 人造レジン素地製造業	百分ノ二・五
三十三 フィルム乾板類製造業	百分ノ二・五
三十四 研磨材及研磨用品製造業	百分ノ二・五
三十五 炭素製品製造業	百分ノ二・五
三十六 コークス製造業	百分ノ二・五

昭和十六年二月一日

〔二二二一四〇〕 勅令第百十三号

職業紹介所官制中改正

「職業紹介所」ヲ「国民職業指導所」ニ改ム

第一条中第二号ヲ第三号トシ以下順次繰下ゲ第一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

二 職業轉換ノ指導ニ関スル事項

同条ニ左ノ一項ヲ加フ

国民職業指導所ハ職業紹介法第四条ノ職業紹介所トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

他ノ勅令中従前ノ規定ニ依ル職業紹介所又ハ其ノ職員ニ関スル規定

ハ国民職業指導所又ハ其ノ職員ニ関スル規定トス

本令施行ノ際現ニ職業紹介所ノ職業主事補ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ

発セラレザルトキハ当該国民職業指導所ノ職業主事補ニ同俸給ヲ以

テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ職業紹介所ノ職業主事補タル者ニシテ休職中ノモ

ノ別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ休職ノ儘当該国民職業指導所ノ職

業主事補ニ同俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ職業紹介所ノ連絡委員タル者別ニ辞令ヲ発セラレ

ザルトキハ当該国民職業指導所ノ連絡委員ニ任セラレタルモノトス

昭和十六年三月六日

〔二二二四一〕 文部省告示第百九十二号

青年学校課程指定

秋田鉾山専門学校附属鉾手養成部

石川県立津幡農学校専修科

鳥取県立修鍊農場

東京府立機械工訓育所

神奈川県工業試験場機械工訓育所

静岡県立静岡機械工訓育所

静岡県立浜松機械工訓育所

新潟県金工試験場機械工訓育所

長野県機械工訓育所

岐阜県機械工訓育所

滋賀県立機械工訓育所

三重県立機械工訓育所

和歌山県機械工訓育所

兵庫県立機械工訓育所

岡山県機械工訓育所

広島県機械工訓育所

鳥取県立機械工訓育所

山口県立山口機械工訓育所

山口県立下関機械工訓育所

愛媛県立機械工訓育所

福岡県金属工業試験場機械工訓育所

宮崎県立機械工訓育所

(参 考)

昭和十四年四月二十六日青年学校令施行規則(文部省令第二十

四号、編注)

第三十二条 左ニ掲グル課程ハ青年学校令第十五条第一項ニ規定ス

ル課程トス

一 文部大臣ノ指定シタル課程

二 地方長官ニ於テ青年学校ノ課程ト同等以上ト認定シタル課程

昭和十六年三月三十一日

〔二一—二—四二〕 勅令第三百四十三号

国民学校制度ノ実施ニ伴フ国民体力法施行令等

ノ規定ノ整理ニ関スル件（抄）

第五条 工場事業場技能者養成令中左ノ通改正ス

第四条第一項中「修業年限二年ノ高等学校ヲ卒業シ」ヲ「国民

学校高等科ヲ修了シ」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年五月二十六日

〔二一—二—四三〕 勅令第六百四号

機械工養成所官制中改正

「機械工養成所」ヲ「機械技術員養成所」ニ改ム

第一条中「機械工」ヲ「機械技術員」ニ改ム

第二条第一項中「技手 専任三十八人」ヲ「技手 専任三十六人」

ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ機械工養成所技師、機械工養成所屬又ハ機械工養

成所技手ノ職ニ在ル者別ニ辞令ヲ発セラレザルトキハ各機械技術員

養成所技師、機械技術員養成所屬又ハ機械技術員養成所技手ニ同官

等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ機械工養成所技手ニシテ休職中ノモノ別ニ辞令ヲ

発セラレザルトキハ休職ノ儘機械技術員養成所技手ニ同俸給ヲ以テ

任セラレタルモノトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ関スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

昭和十六年五月二十六日

〔二一—二—四四〕 商工省令第五十二号

機械技術員養成所規程

第一条 機械技術員養成所ハ機械工作ニ関スル學術技能ヲ授ケ兼テ

精神ノ鍛鍊ニ努ム

第二条 機械技術員養成所ニ本科及高等科ヲ置ク

第三条 本科ニ於テハ機械技術員タルニ必要ナル學術技能ヲ習得セ

シム

高等科ニ於テハ幹部機械技術員タルニ必要ナル學術技能ヲ習得セ

シム

第四条 機械技術員養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ

要ス

一 本科ニ在リテハ十七歳以上二十五歳以下ノ男子ニシテ中学校

若ハ甲種実業学校ヲ卒業シタル者又ハ機械技術員養成所長ニ於

テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ムル者

二 高等科ニ在リテハ機械技術員養成所本科ヲ卒業シタル者又ハ

機械技術員養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ學術技能ヲ有スト認

ムル者

第五条 本科ノ修業期間ハ一年、高等科ノ修業期間ハ六月トス但シ

機械技術員養成所長ハ成績ニ依リ修業期間ヲ伸長スルコトヲ得

修業期間ハ之ヲ本科ニ在リテハ四期、高等科ニ在リテハ二期ニ分

チ三月ヲ以テ一期トス

第六条 本科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ
変更スルコトアルベシ

第一期

授業科目	授業時間数
修養	一八
応用力学及材料強弱学	五〇
工業材料	二五
製図	三二五
工作法	二五
工作機械	二五
工業数学	五〇
機械通論	一二
電気通論	二五
原動機大意	四〇
工場要領、工場管理及工場危害防止	二三
体操	三〇
合計	六四八

第二期

授業科目	授業時間数
修養	一八
機素設計	二五
冶金	二五
基本実習	五五〇
体操	三〇
合計	六四八

第三期

授業科目

授業時間数

修養

一八

特技実習

六〇〇

体操

三〇

合計

六四八

第四期

授業科目

授業時間数

修養

一八

総合実習

六〇〇

体操

三〇

合計

六四八

第七条 高等科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ
変更スルコトアルベシ

前期

授業科目	授業時間数
修養	一八
数学	五〇
機械工学	五〇
精密工作及精密測定法	五〇
製図論	二五
労務管理、工場会計及工場法規	四〇
教育学大要及心理学大意	二五
実技練習及実験	三六〇
体操	三〇
合計	六四八

後期

授業科目

授業時間數

修養 一八

実技練習及実験 四〇〇

実技指導練習 二〇〇

体操 三〇

合計 六四八

第八条 機械技術員養成所ニ於テハ主トシテ実技ニ関スル事項ヲ授

クル為別料ヲ設ケ又ハ随時講習ヲ為スコトヲ得

第九条 本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ機械技術員養成所長之ヲ定

ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

機械工養成所規程ハ之ヲ廃止ス

昭和十六年五月二十六日

〔二二―四四五〕 商工省告示第四百六十四号

昭和十三年四月商工省告示第九十二号左ノ通知

正ス

名	称	位	置
東京機械技術員養成所	東京府東京市品川区大井鮫州町二三八番地		
大阪機械技術員養成所	大阪府北河内郡豊野村字秦		
愛知機械技術員養成所	愛知県名古屋市西区西志賀町字船人作		

〔二二―四四六〕 勅令第六百四十四号

昭和十六年五月三十一日

機械技術者検定制

第一条 機械工作又ハ金屬加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル機械工作又ハ金屬加工ノ生産作業ニ従事スベキ技術者ノ需給ノ円滑ニ資スル為本令ニ依リ当該技術者タルニ須要ナル能力ノ検定ヲ行フ

第二条 検定ハ毎年一回以上之ヲ行フ

第三条 検定ハ筆記試験、作業試験及口頭試問ニ依リ之ヲ行フ

第四条 検定ハ機械技術者検定制ニ依リ之ヲ行フ

第五条 機械技術者検定制ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ委員長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス常任委員ハ二十人以内トス

第六条 委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

学識経験アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル常任委員ノ任期ハ二年トス

但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲ

ズ

第七条 委員長ハ検定ノ事務ヲ統理ス

第八条 常任委員ハ検定ニ関スル事ヲ掌ル

第九条 臨時委員ハ作業試験及口頭試問ノ事ヲ掌ル

第十条 機械技術者検定制主事一人ヲ置キ厚生大臣ノ奏請ニ依リ厚生

省高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

主事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ検定ニ関スル庶務ヲ整理ス

第十一条 機械技術者検定制常任書記及機械技術者検定制臨時書記ヲ置

キ関係各庁判任官ノ中ヨリ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二条 本令ニ定ムルモノノ外検定ヲ受クル者ノ資格其ノ他検定ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前昭和十五年厚生省令第八号機械技術者検定期則ニ依ル檢定ニ合格シタル者ハ本令ニ依ル檢定ニ合格シタル者ト看做ス

昭和十六年七月五日

〔二一—四七〕 厚生省令第三十五号

機械技術者検定期施行規則

第一条 検定ノ期日、場所及出願期間ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二条 年齢二十年以上ノ男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ

ニ非ザレバ検定ヲ受クルコトヲ得ズ

一 機械工作又ハ金属加工ヲ行フ工場事業場ニ於ケル機械工作又

ハ金属加工ノ生産作業ニ五年以上従事シ且現ニ従事スル者

二 前号ノ生産作業ニ三年以上従事シ且現ニ従事スル者ニシテ受

檢ニ付特ニ工場事業場ノ長ノ推薦シタルモノ

三 第一号ノ生産作業ニ五年以上従事シタル者ニシテ現ニ工場事

業場技能者養成令ニ依ル養成施設、青年学校、国民職業指導所

ノ職業補導施設其ノ他厚生大臣ノ指定スル養成施設ノ指導員其

ノ他ノ教職員タルモノ

前項ノ年齢及従事シタル年数ノ計算ニ付テハ受檢セントスル年ノ

四月一日現在ヲ以テ計算スルモノトシ仍従事シタル年数ノ計算ニ

付テハ月数ニ依リ計算シ従事シタル日数一月ニ充タザル場合ハ一

月トシテ計算スルモノトス

第三条 筆記試験ハ前期試験及後期試験ニ分チテ之ヲ行フ

第四条 前期筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ後期筆記試験ヲ受

クルコトヲ得ズ

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ作業試験及口頭

試問ヲ受クルコトヲ得ズ

第五条 前期筆記試験ニ合格シタル者ニハソノ合格シタル年ノ翌翌

年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り其ノ合格シタル試験ヲ免除ス

前期及後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ後期筆記試験ニ合格シ

タル年ノ翌翌年末迄ニ行ハルル檢定ニ限り筆記試験ヲ免除ス

第六条 筆記試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

前期試験

一 工業数学

二 工業理科

三 機械学

四 製図

後期試験

一 材料

二 一般工作法

三 電気

四 工場管理常識

第七条 作業試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 製図（専門作業ニ付機械設計作業ヲ選択シタル者ニ付テハ仕

上及組立作業）

二 左ノ専門作業中ヨリ受檢者ノ選択シタル一専門作業

機械作業

仕上及組立作業

木型及鑄造作業

火造及熱処理作業

製罐及熔接作業

機械設計作業

三 工場事業場ニ於ケル一般作業常識

第八条 口頭試問ハ受検者ガ国民常識其ノ他機械技術者タルニ須要ナル能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考查スルニ必要ナル事項ニ付之ヲ行フ

第九条 検定ヲ受ケントスル者ハ願書(様式第一号)ニ左ノ書類ヲ

添ヘ勤務地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ機械技術者検定委員長ニ提出スベシ

一 履歴書(様式第二号)

二 戸籍抄本

三 写真(手札形トシ半身脱帽ニテ出願前一年内ニ撮影シ台紙ニ

貼付セズ、裏面ニ氏名ヲ自署シタルモノ)

四 第二条第一項第一号又ハ同条同項第三号ニ該当スル者ニ在リ

テハ現ニ勤務スル工場事業場又ハ養成施設ノ長ノ証明書(様式第三号)、同条同項第二号ニ該当スル者ニ在リテハ現ニ勤務ス

ル工場事業場ノ長ノ推薦書(様式第四号)

第十条 検定ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ五円ヲ納付スベシ

第十一条 検定ニ合格シタル者ニハ合格証書(様式第五号)ヲ付与

シ且其ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十二条 合格証書ヲ有スル者其ノ氏名ヲ変更シ又ハ合格証書ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ合格証書ノ書換又ハ再交

付ヲ機械技術者検定委員長ニ出願スルコトヲ得

合格証書ノ書換又ハ再交付ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一円ヲ納付スベシ

第十三条 不正ノ方法ニ依リ検定ヲ受ケントシタル者又ハ本令ノ規

定ニ違反シタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止シ其ノ合格ヲ無効ト

ス

前項ノ規定ニ該当スル者ニ対シテハ三年以内ニ於テ期間ヲ定メ検

定ヲ受ケシメザルコトアルベシ

第十四条 手数料ハ収入印紙ヲ用ヒ願書ニ貼付スベシ

既ニ納メタル手数料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本令ハ昭和十六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

機械技術者検定規則ハ之ヲ廃止ス

機械技術者検定規則ニ依ル前期又ハ後期ノ筆記試験ニ合格シタル者

ハ本令ニ依ル前期又ハ後期ノ筆記試験ニ合格シタル者ト看做ス

様式(略)

昭和十六年七月二十四日

〔二一—二一四八〕 文部省告示第七百四十一号

青年学校課程指定

埼玉県川口重工業指導所技術工訓育所

長野県立御牧原修鍊農場

昭和十六年十月十六日

〔二一—二一四九〕 勅令第九百二十四号

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮

ニ関スル件

第一条 大学令第十条、第十一条、第十三条第一項若ハ第十六条、

高等学校令第七条第一項、専門学校令第六条若ハ第八条第二項又

ハ実業学校令第二条ノ二第二項ノ規定ニ依ル大学学部ノ在学年限

又ハ大学予科、高等学校高等科、専門学校若ハ実業専門学校ノ修

業年限ハ当分ノ内夫々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ大学予科ノ修業年限ヲ短縮シタル場合ニ於テハ

大学令第十三条第二項及第三項中修業年限三年又ハ修業年限二年

トアルハ夫々前項ノ規定ニ依リ短縮シタル修業年限ヲ謂フモノト

ス

前二項中大学令、高等学校令、専門学校令又ハ実業学校令トアル

ハ夫々朝鮮教育令及台湾教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮ハ内

地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテ

ハ台湾総督之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十月十六日

〔二一—二一五〇〕 文部省令第七十九号

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六

年度臨時短縮ニ関スル件

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十六年度臨時短縮ニ関ス

ル件左ノ通定ム

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及専門学校令

第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ専門学校及実

業専門学校ノ修業年限ハ昭和十六年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業ス

ベキ者ニ付夫々三月之ヲ短縮ス

第二条 左ニ掲グル学校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十六年度

ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 高等師範学校及女子高等師範学校（教育部及研究科ヲ除ク）

二 専門学校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年

以上ノ実業学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格

トスル修業年限四年以上ノ実業学校及国民学校高等科修了程度

ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ実業学校（夜間授業

ヲ為スモノヲ除ク）

四 実業学校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

五 専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年

以上ノ学校又ハ前二号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ私立学

校令ニ依リ設立セラレタルモノ

六 実業学校教員養成所

第三条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範学校中学校高等

女学校教員検定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第

二条第二号及昭和二年文部省令第二十四号第二条ノ適用ニ付テハ

短縮セラレザルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和十六年十一月一日

〔二二二五〕 文部省令第八十一号

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件

大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ昭和十七年度臨時短縮ニ関スル件左ノ通定ム

第一条 昭和十六年勅令第九百二十四号第一条第一項及専門学校令第八条第一項ノ規定ニ依リ大学学部ノ在学年限並ニ大学予科、高等学校高等科、専門学校及実業専門学校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付夫々六月之ヲ短縮ス

第二条 左ニ掲グル学校又ハ教員養成所ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付六月之ヲ短縮ス

一 高等師範学校及女子高等師範学校（教育科及研究科ヲ除ク）

二 専門学校ニ於ケル修業年限三年以上ノ研究科及別科

三 臨時教員養成所

四 実業学校教員養成所

五 実業学校ニ於ケル修業年限三年ノ高等科

六 専門学校令第五条ノ資格ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上ノ学校又ハ前号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第三条 左ニ掲グル学校ノ修業年限ハ昭和十七年度ニ於テハ其ノ年度ニ卒業スベキ者ニ付三月之ヲ短縮ス

一 国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年以上ノ実業学校、国民学校高等科一年修了程度ヲ以テ入学資格

トスル修業年限四年以上ノ実業学校及国民学校高等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年以上（夜間授業ヲ為スモノハ修業年限四年以上）ノ実業学校

二 前号ノ実業学校ニ準ズベキ学校ニシテ私立学校令ニ依リ設立セラレタルモノ

第四条 本令ニ依リ短縮セラレタル修業年限ハ師範学校中学校高等女学校教員検定規程第七条第二号、私立医学専門学校指定規則第二条第二号、大正七年度省令第三号第一条第四号及昭和二年文部省令第二十四号第二条ノ適用ニ付テハ短縮セラレザルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス